

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業

平成31(2019)年4月

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.101～Q.108	P.1
2. 助成対象住宅について	Q.201～Q.208	P.2
3. 助成対象機器について	Q.301～Q.305	P.4
4. 申請方法について	Q.401～Q.413	P.5
5. 個人申請について	Q.501	P.8
6. 共同申請について	Q.601～Q.605	P.8
7. 住宅供給事業者による申請について	Q.701～Q.706	P.9

1. 助成金制度について

Q101

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか？

A101

可能です。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金とは併用できません。

Q.102

太陽光発電システム単体で助成金の交付を受けることはできますか？

A.102

太陽光発電システム単体に助成金は交付されません。太陽光発電システムの同時導入、又は既に設置されていることが蓄電池システム及びビークル・トゥ・ホームシステムの助成金を受けるための要件となります。

Q.103

予算 40 億円に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.103

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。（平成 30（2018）年度に都から 5 億円の追加出えんを受け、予算総額は 40 億円となりました。）

Q.104

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の申請は認められますか？

A.104

本事業では、原則、対象機器の設置後に助成金の申請を行うこととし、対象機器の設置に係る領収書に記載された日付（領収日）が、平成 28（2016）年 4 月 1 日から平成 32（2020）年 3 月 31 日までのものが対象となります。

ただし、領収書に記載された日付から 6 ヶ月以内もしくは、平成 32（2020）年 3 月 31 日のいずれか早い日までに申請を行う必要があります。

なお、平成 32（2020）年 3 月 31 日までに公社が認める事前申請手続き（「申請の手引き」）25 ページ参照。）を行っていただいた場合は、平成 32（2020）年 4 月 1 日以降も申請を受け付ける場合があります。

また、分譲住宅等の住宅供給事業者については、特例で対象機器の設置前に助成金の事前申請が可能な場合がありますので、詳しくは「申請の手引き」28 ページをご確認ください。

Q.105

交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.105

必要に応じて行う場合があります。

Q.106

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか？

A.106

助成金の交付対象者は、新たに設置した対象機器の所有者です。したがって、ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有権が対象機器の設置費用を支払ったことを領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。

Q.107

対象機器の設置に係る工事費は、助成の対象となりますか？

A.107

蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム・家庭用燃料電池（エネファーム）は機器費のみ助成対象経費となり、工事費は対象外となります。太陽熱利用システムに限り機器費と工事費が助成対象経費となります。

Q.108

助成金交付申請書（第1号～第4号様式）の〈同意事項〉に対する同意を証明するために必要となる署名・捺印は必須ですか？

A.108

必須です。公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成申請者及び手続き代行者の方々には、当該申請書4/4ページの〈同意事項〉に同意いただく必要があります。この同意事項への同意は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約いただくことを目的としています。申請書類等において虚偽の記載等があった場合や、申請時の同意事項に反する行為が行われた場合は、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることがありますので、その点を十分に認識いただいた上で、申請をお願いします。

2. 助成対象住宅について

Q.201

二世帯住宅で、蓄電池システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか？
なお、電灯契約はそれぞれ締結しています。

A201

蓄電池システムの助成金を受けるには、太陽光発電システムの同時導入が要件となっています。よって、電灯契約が世帯ごとに締結され、各世帯の蓄電池システムごとに太陽光発電システムが同時導入されるのであれば、申請可能です。

なお、蓄電池システムの領収書に記載された日付（領収日）が平成30（2018）年4月1日以降の場合は、太陽光発電システムが既に導入されている場合も申請可能となります。ただし、その場合でも電灯契約が世帯ごとに締結され、各世帯の蓄電池システムごとに太陽光発電システムが設置されていることが必要です。

Q.202

家庭用燃料電池（エネファーム）を三世帯住宅に設置する予定です。集合住宅として申請可能ですか？

A.202

集合住宅とは、いわゆるマンション・アパート等の共同住宅を想定しています。そのため、集合住宅として申請する場合は、申請時に販売用チラシや賃貸用チラシ、建築計画書等の集合住宅と確認できる書類を提出していただきます。提出いただいた確認書類及び全景写真で集合住宅と判断できない場合は、別途「公社が審査に必要と認める書類」として、登記簿等をご提出いただき「共同住宅」と確認できる場合は、集合住宅として取扱います。「共同住宅」であると確認できない場合、戸建住宅として取扱います。

Q.203

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者（対象機器の所有者）は別の人物です。この場合、住宅の所有者（居住する夫婦）2名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要がありますか？

A.203

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、助成金交付申請書（第1号～第4号様式）4/4ページ〈同意事項〉へ署名・捺印を行ってください。公社は、当該ページの署名・捺印で、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

Q.204

都民ですが都外に別荘があります。この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか？

A.204

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

Q.205

助成金の申請者が、対象機器から供給される電力を使用する住宅（助成対象住宅）に居住していない場合でも申請はできますか？

A.205

対象機器の所有者（領収書の宛名欄に記載された者。）であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

Q.206

マンションの共有部分に対象機器を設置する場合、申請できますか？

A.206

蓄電池システム、ピークル・トゥ・ホームシステム及び家庭用燃料電池（エネファーム）については、対象機器から供給される電力が住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用される場合に申請できます。

Q.207

マンションの共用部分に対象機器を設置する場合は、どの申請様式を使用すればいいですか？

A.207

法人格のある管理組合が申請を行う場合は、法人申請様式で申請を行ってください。

また、法人格のない管理組合の場合は、管理組合の理事長など代表者が個人申請様式にて申請していただきますが、管理組合による設置の承諾が得られていることを証明する書類を提出いただきます。

Q.208

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか？

A.208

対象となります。申請者は、個人申請用又は法人申請用の申請書により申請を行ってください。また、設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

3. 助成対象機器について

Q.301

蓄電池システムと太陽光発電システムが一体としてパッケージ化されたものを新築の戸建住宅に設置しようと考えています。この場合、蓄電池システムの助成金の交付要件を満たしますか？

A.301

パッケージ化された太陽光発電システムが下記の認証を受けている場合は、蓄電池システムの交付要件を満たすこととなります。

ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証、

<http://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>

イ 国際電気標準会議（IEC）の IEC61733 制度に加盟する海外認証機関による認証

Q.302

中古品は対象となりますか？

A.302

中古品は助成対象となりません。

Q.303

家庭用燃料電池（エネファーム）を設置しました。助成対象経費は機器費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか。また、工事費は含むのでしょうか？

A.303

定価、見積額と助成対象経費は直接関係しません。本事業は、原則、機器設置後に、対象機器の支払が完済していることをもって、助成金の申請を行っていただくものです。このため、助成対象経費は、領収書の金額をもって確定させてい

たきます。また、家庭用燃料電池（エネファーム）の助成対象経費は機器費のみとなります。（太陽熱利用システムのみ工事費も助成対象経費となります）。

Q.304

助成金の交付を受けた後、対象機器を設置した住宅から転居する場合、対象機器の管理はどうなりますか？

A.304

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善管注意義務があります。その間に、転居等に伴い、対象機器の所有者が変わる場合には、第18号様式「所有者変更届」を公社に提出する必要があります。その際、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。

Q.305

一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証を受けている太陽光発電システムを既に設置しており、新たに蓄電池システムを設置しようと考えています。この場合、蓄電池システムの助成金の交付を受けることはできますか？

A.305

蓄電池システムの領収書の日付（領収日）により異なります。

蓄電池システムの領収書の日付（領収日）が平成30（2018）年3月31日以前の場合は、既に太陽光発電システムを設置している場合では、助成金の交付要件を満たさないため、助成金は交付できません。

一方、蓄電池システムの領収書の日付（領収日）が平成30（2018）年4月1日以降の場合は、既に太陽光発電システムを設置している場合、交付要件を満たします。ただし、その場合でも、既に設置されている太陽光発電システムが下記の認証を受けていることが必要です。

ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による認証、

イ 国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証

なお、既に設置されている太陽光発電システムが、上記のいずれの認証も受けておらず、かつ、過去に国、都又は公社による住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書（写し）や売電明細等（再生可能エネルギー発電事業計画を受けていることを証する文書）を提出することにより、交付要件を満たすこととします。

4. 申請方法について

Q.401

マンションの共有部に蓄電池システム及び太陽光発電システムを設置しました。マンション管理組合が法人化されておらず、理事長を代表者として、助成金の申請を行いたいと考えています。この場合、申請様式は、第1号様式「助成金交付申請（個人申請書）」を使用すればよいでしょうか？

A.401

第1号様式（個人申請者用）を使用してください。申請書において、代表者の氏名・住所のほか、管理組合名・住所の記載をお願いします。また、助成金の振込先となる口座名義は、個人口座は認めておりません。必ず管理組合名義の銀行口座を指定いただくようお願いします。

Q.402

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、申請書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでいいですか？

A.402

領収書等は、申請者が対象機器を購入したことが分かるよう、対象機器に関する情報が明記されたものである必要があります。たとえば、住宅購入の領収書において、対象機器の機器本体額（税抜）の明細、メーカー名及び型番、製造番号等が記載されていれば確認が可能です。

また、領収書等に機器費の内訳等が記載されていない場合は、当該内訳金額を証明する書類について住宅販売会社等に作成を求めた上で、申請添付書類として提出いただく必要があります（「申請の手引き」51 ページ参照）。

Q.403

領収書の内訳を作成し、提出する予定です。会社のホームページに掲載されている様式を必ず使用しなくてはならないでしょうか？

A.403

様式は任意ですが、会社のホームページで公開しているひな形「対象機器に関する領収書の内訳について」の内容を不足なく記載してください。

Q.404

申請書類の提出方法を教えてください。

A.404

申請書類は、原則郵送をお願いします。なお、普通郵便でも申請は受け付けますが、到着確認に関するお問い合わせに個別に回答することはできかねます。到着の確認を希望される場合は、郵送の際に配達記録を確認できる「書留、簡易書留等」をご利用いただき、ご自身で到着確認願います。

Q.405

申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.405

同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.406

交付申請の審査状況について教えていただけますか？

A.406

審査状況はお教えすることはできかねます。審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.407

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.407

会社が申請書を受け付けてから、通常、3か月から4か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合は4か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、約3週間後に指定口座に助成金をお支払いします。

Q.408

契約当事者（販売会社）以外が代行者になることは可能でしょうか？

A.408

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

Q.409

助成金振込先として、気を付ける点はありますか？

A.409

口座名義は申請者と同一にしてください。なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

Q.410

新築マンションの管理会社ですが、未だ管理組合における理事長を選任する総会が開かれておらず、代表者が存在せず、管理組合法人も未設立です。対象機器については、管理組合の所有となるのが、マンション契約時の重要事項説明書に記載済みです。この場合、管理組合による設置の承諾が得られていれば、管理会社による申請は可能でしょうか？

A.410

助成対象者は、助成対象機器を所有する者を対象としていますので、対象機器を所有せず、管理等を担われている管理会社による申請は出来ません。管理組合の代表者又は管理組合法人による申請を行ってください。

Q.411

蓄電池システムと太陽光発電システムを導入する予定です。蓄電池システムについてはリース契約を活用し、太陽光発電システムについては個人で購入する予定です。

この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.411

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。ただし、この場合、助成金が交付されるのは、蓄電池システムであるため、蓄電池システムの所有者であるリース事業者が助成金申請を行い、助成金はリース事業者に交付されます。

リース事業者による申請は、使用者との共同申請となりますので、ご注意ください。

Q.412

手続き代行事業者ですが、申請書 4/4 <同意事項署名欄> 「担当者の自筆による署名欄」については、担当者氏名の自署に代えて氏名ゴム印での押印は認められますか？

A.412

助成申請者、手続き代行者、対象機器使用者、対象機器所有者（リース事業者）のいずれの署名についても、担当者氏名欄は、原則自筆による署名と捺印（朱印）を要します。なお、事業者名欄（〇〇株式会社等）についてはゴム印での押印を可としています。

ただし、以下の手続きを行っていただいた事業者につきましては、特例として、「手続き代行者」及び「対象機器所有者」（リース事業者）の担当者氏名欄を、自署に代えて氏名ゴム印の押印で提出することができます。なお、当該氏名ゴム印を使用する場合であっても、担当者の捺印（朱印）は必要です。

- ・「使用印鑑届」（会社代表の押印があるもの）及び「代表者印の印鑑証明書」の提出

使用印鑑届は、「会社担当者自署に代えて捺印する印鑑及び担当者名」を証明するもので、会社代表者印の押印があるものとします。当助成金ホームページの様式ダウンロード

(<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/download/>) を参照してください。

Q.413

事前申請は、いつから行うことができますか？

A.413

事前申請は、平成 31 (2019) 年 10 月 1 日から行うことができます。なお、申請期限は一般申請と同じ平成 32 (2020) 年 3 月 31 日（17 時必着）です。

5. 個人申請について

Q.501

1 戸（世帯）当たりの助成金額の上限はいくらですか？（戸建又は集合住宅の専有部に設置した場合。）

A.501

蓄電池システムは、領収書の日付（領収日）により異なります。

- ・蓄電池システムの領収書の日付（領収日）が平成 31 (2019) 年 3 月 31 日以前の場合は、1 戸（世帯）当たりの上限金額は 24 万円です。一方、蓄電池システムの領収書の日付（領収日）が平成 31 (2019) 年 4 月 1 日以降の場合は、1 戸（世帯）当たりの上限金額は 60 万円です。

- ・燃料電池（エネファーム）、ビークル・トゥ・ホームシステムは、1 台（システム）当たりの助成金額の上限を定めていますが、1 戸当たりの上限金額はありません。

- ・太陽熱利用システムは、1 戸（世帯）当たりの上限金額は戸建住宅が 24 万円、集合住宅が 15 万円です。

6. 共同申請(リース活用)について

Q.601

リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.601

対象機器の法定耐用年数（蓄電池システム：6 年、エネファーム：6 年、ビークル・トゥ・ホームシステム：8 年、太陽熱利用システム：15 年）以上過ぎていれば、リース後の所有権の移転は可能です。

Q.602

リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.602

法定耐用年数以上のリース期間終了後であれば可能です。

Q.603

リース契約を途中解約する場合は、どうすればいいですか？

A.603

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを条件としています。やむを得ずリース契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応いたしますので、公社までご連絡ください。

Q.604

リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.604

申請の主体は、「所有者」であるリース事業者になります。

Q.605

リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.605

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。なお、本体機器費相当額を確認するため、リース事業者が対象機器を購入した際の領収書等の購買証明書類を提出いただきます。

7. 住宅供給事業者による申請について

Q.701

マンションの開発を企画しているデベロッパーですが、販売前の物件において、対象機器の設置を検討しています。この場合の新築マンション共用部分や専有部分に対象機器を設置する場合は申請出来ますか？

A.701

販売前に住宅供給事業者が主体となり、対象機器の設置前に事前申請（特例申請）を行うことができます。

第9号様式により事前交付申請を行う際には、対象機器の見積書や、対象機器の所有権が住宅購入者に引き継がれることを証明する書類（重要事項説明書等）の提出が条件となります。

住宅供給事業者は、対象機器の設置後に、対象機器の領収書（施工会社等がデベロッパーに対して発行するもの）等を添付した上で、助成金の交付申請書（第3号様式等）を提出します。

なお、交付申請書は、対象機器の領収書の日付（領収日）から6ヶ月以内に、公社に提出いただく必要があります。

Q.702

モデルハウスに蓄電池を設置しましたが、助成対象となりますか？

A.702

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

Q.703

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.703

可能です。助成金の交付を受けることが出来るのは、対象機器を設置した建売戸建住宅を購入した方が原則となりますが、販売前の住宅の場合は、住宅供給事業者による事前申請（特例申請）を行うことが可能です。（「申請の手引き」28ページ参照）

Q.704

住宅供給事業者による特例申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか？

A.704

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

- ・ 交付申請の特例は、住宅供給事業者が本助成金を活用することにより、家庭における蓄電池・エネファーム等（以下「対象機器」という。）の更なる普及を支援する目的で設けられたものです。
- ・ 住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）にあらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入しやすい環境が一層広がるものと考えられます。
- ・ 助成金の交付を受けた対象機器は、法定耐用年数の期間内において、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q.705

事前申請及び特例申請の受理決定後に提出することとされている「着工後の現場写真等」は、いつ提出すればよいですか？また、事前申請及び特例申請時に既に着工している場合も「着工後の現場写真等」を提出する必要はありますか？

A.705

事前申請及び特例申請は、受理決定を行った場合、助成金交付にあたり優先的な取扱いをします。よって、住宅等が確実に着工されたことを確認させていただきます。公社は「着工後の現場写真等」を提出いただくことで、対象機器が設置される建物の確実性を確認させていただきます。合理的な理由なく着工が遅れている場合は、受理決定を取り消す場合もあります。期限に定めはありませんが、着工後は速やかに提出をお願いいたします。

また、既に着工されている場合は、「着工後の現場写真等」は必ずしも提出いただく必要はありません。ただし、事前及び特例申請書類等で当該建物が着工されていると判断できない場合は、追加で「着工後の現場写真等」の提出を求める場合もあります。

なお、着工後の現場写真は、申請案件ごとに提出をお願いいたします。

Q.706

建設中の新築住宅に助成対象機器を設置する場合、「新築住宅等しゅん工届出書」を提出することとなっておりますが、助成金の交付申請時に既に建物がしゅん工していた場合も提出が必要ですか？

A.706

既に建物がしゅん工している場合は、提出は不要です。ただし、申請時に提出いただく住宅の全景写真で建物のしゅん工を確認できない場合は、公社から確認をさせていただく場合があります。